

初等中等教育分科会高等学校教育部会の審議の経過について

～高等学校教育の質保証に向けた学習状況の評価に関する考え方～

〈 骨 子 〉 (案)

1. 高等学校教育部会における検討の背景とこれまでの検討経緯

(1) 近年の教育政策の中での高校教育に関する提言

- 第1期教育振興基本計画（H20.7）
 - ※ 高校生の学習成果の多面的・客観的評価・高校教育の質保証を打ち出し
- 高校無償化導入時の国会附帯決議（H22.3）
 - ※ 高校教育の質の更なる向上を要請
- 中教審「学士課程教育の構築に向けて」答申（H20.12）
「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」答申（H24.8）
 - ※ 高校学校と大学の接続の在り方の見直しを提言
- 中教審「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申（H23.1）
 - ※ 後期中等教育におけるキャリア教育の取組を一層充実させることの重要性等について提言
- 教育再生会議 第二次・第三次報告（H19）
 - ※ 高等学校の教育内容の見直しや高等学校での学力担保の方策の検討等について提言

(2) 高等学校教育部会の設置と検討の開始等

- 高校教育をめぐる課題全般の整理、「課題の整理と検討の視点」のとりまとめ（H24.8）
- 「課題の整理と検討の視点」における、高校教育の質保証に関する論点の提示

①	高校教育においてどのような能力を身に付けさせるか
②	生徒の修得の到達目標を誰がどのように設定するか
③	到達目標に対する達成度をどのように把握するか
④	上記の点を踏まえた質を保証する仕組みをどのように構築するか

(3) 高大接続に関する諮問と特別部会の設置

- 高大接続に関する文部科学大臣の諮問（H24.8 末）
 - ※ 高校教育、大学入学者選抜、大学教育の在り方を一体として捉え、その円滑な接続と連携の下に、高校教育の質保証、大学入学者選抜の改善、大学教育の質的転換を進めることが喫緊の課題との認識
- 高大接続特別部会の設置
 - ※ 同特別部会では、関係する分科会等における高校教育及び大学教育に関する課題についての検討状況等を踏まえつつ、審議中。

(4) 高校教育の質保証に関する検討

- 平成24年8月以降の本部会審議では、当面、高校教育の「コア」に関する捉え方及び高校教育の質保証の仕組みの在り方にテーマを絞り議論。
- 当該テーマについては、今後も、より幅広い関係者の意見を聴きつつ、また、高大接続特別部会との連携・対話を図りつつ、議論を集約していく必要があるが、第6期中央教育審議会の会期の区切りに当たり、高校教育の質保証に関するこれまでの審議の経過をまとめ、以下のとおり報告。

2. 高校教育の質保証をめぐる現状と課題認識

(1) 高校教育を取り巻く現状と質保証

ア 多様化の進展

- 生徒の多様化； 高校教育の量的拡大、適格者主義の見直し、生徒の能力、適性、興味・関心、進路希望等の多様化（入学段階での実態も卒業後の進路も、抱える課題等も多様）
- 学校・学科等の多様化； 単位制学科・総合学科、中高一貫教育制度の導入、学校間連携・学校外学修の単位認定の拡充、定時制・通信制課程の役割の変化、再編統合が進む中での各学校の特色化
- 教育課程の多様化； 必履修教科・科目の比重の低下、新学習指導要領における弾力的取扱い（義務教育段階の学習内容定着のための学習機会の設定、週当たり標準授業時数など）

→ これまでの高校教育改革については、生徒の幅広い学習ニーズに柔軟に応えることが可能となった一方、「高校教育として共通に求められるものは何か」という視点が弱くなっているとの指摘

イ 生徒の学習意欲の低下、学習への動機付け契機としての大学入試の機能の低下

- 学習意欲の低下を窺わせる現状（学習時間の減少）、PISAから見た生徒の学習意欲
- （学習意欲低下の背景の1つとして、）いわゆる「大学全入時代」における大学入学者選抜の現状

ウ 高校教育に対する信頼性のゆらぎ、質保証（出口管理）に対する要請

- 現代の若者についての指摘（基本的マナーや人間関係能力の低下、職業意識・職業観の未熟さ、精神的・社会的自立が遅れる傾向など）、若者の職業・社会への移行をめぐる課題（若年無業者・早期離職など）
- 学校教育が、社会の一員として求められる最低限の学力・能力や意識・態度等を身に付けさせていないのではないかととの指摘〔→社会・産業界からの質保証の要請〕
- 必要な学力を身に付けぬままの大学進学にかかわる指摘〔→高等教育機関からの質保証の要請〕

(2) 質保証・向上に関するこれまでの取組

ア 質保証・向上のための制度・仕組み

- 各学校の教育条件等の保障、学校運営の改善（設置基準と設置認可、学校評価と情報公開）
 - ※ 事前規制から事後チェックへの流れの下、
H19 学校教育法・同法施行規則改正、H20 学校評価ガイドライン、H22 同ガイドライン改訂
- 教育の内容・水準の担保（学習指導要領）
 - ※ H19 学校教育法改正、H21 新学習指導要領告示（H25年度から学年進行実施）
- 生徒の資質・能力の状況の把握・保証（学習評価、単位認定・卒業認定）
 - ※ 新学習指導要領の理念を実現していく上での学習評価の充実は、喫緊の課題

イ 設置者・学校等による自主的な取組（学習状況の評価関係）

- 地方公共団体における学力調査等
- 校長会による標準テスト
- 検定試験等の活用

(3) 課題認識

ア 多様な学習ニーズへの対応に係る課題認識

- 高校教育の多様化を進めてきたこれまでの高校教育改革は、生徒一人一人に応じた教育の推進の上で一定の成果。高等学校を取り巻く現状を踏まえれば、多様化した生徒の様々な学習ニーズへの対応、学習機会に係る選択肢の拡大は、今後も引き続き推進していくことが必要。

※ 総合学科の成果などこれまでの高校教育改革の検証や、定時制・通信制教育の在り方、多様なメディアを活用した授業や学校外の学修に係る単位認定等の拡大、早期卒業制度の創設など制度改正の是非の検討、高大連携の推進方策の検討などは、今後も進めていくべき。

- あわせて、生徒の多様化が進む高校教育においては、中途退学・不登校の問題、生徒の学習意欲をめぐる問題等への対応や、産業・就労構造の変化をはじめとした経済社会の変化への対応、そのためのキャリア教育・職業教育の充実なども、引き続き進めていく必要。

イ 高校教育の質保証に関する課題認識

- 一方、高校教育の多様化は、結果として、生徒が高校の学習で何をどの程度習得したのかを見えにくくもしており、高校の学習成果として期待される資質・能力を身に付けられないまま卒業しているケースも見られる中、それらのことが高校教育に対する信頼性の揺らぎにもつながっている。

→ 高校教育の質保証に対する要請の高まり。

- 高校教育の多様化の推進が重要であればこそ、その中で生じてくる質保証の問題には、積極的に対応していく必要。

※ 質保証・向上の正否は、何より、生徒の教育に直接携わる教員、学校の取組如何に負うところが大きく、各学校・教員による積極的な取組に期待。

※ 国においても、学校・教員の取組への直接的な支援等とともに、公的システムによる質の担保を図っていく責任。

※ 「高等学校とは何か」について新たに共通認識を図り、高校教育の質保証に力を入れていく必要。

※ 特に、平成25年度からの新学習指導要領の理念を全ての生徒の教育に実現し、高校生として最低限必要な資質・能力を確実に身に付けさせるためにも、生徒の学習状況を適切に評価する取組など、質保証の充実に向けた取組を早急に進めるべき。

- このような課題認識の下、本部会では、以下の2つのテーマについて集中的に検討。

① 全ての生徒に共通に身に付けさせるべき資質・能力（「コア」）について

② 生徒の学習状況を適切に評価する仕組みなど、高校教育の質保証に向けた新たな仕組み等について

3. 全ての生徒に共通に身に付けさせる資質・能力（「コア」）についての基本的な考え方

(1) 「コア」の範囲

◎ 全ての生徒に共通に身に付けさせる「コア」を構成する要素は、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」（知・徳・体）のいずれの領域にも含まれるものとして、「コア」の範囲を捉える。

- 「コア」と質保証についての検討に当たり、まずは、高校教育を通じて身に付けさせるべき様々な資質・能力の領域のうち、どの範囲の領域を、「コア」の要素を含む領域として捉えるか（「コア」の範囲）について、考え方を整理。
- 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を図るとともに、①基礎的・基本的な知識・技能、②基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、③主体的に学習に取り組む態度の三要素を、学力の重要な要素に位置付けた学校教育法の教育理念は、「生きる力」の育成の理念そのもの。
- 「生きる力」の育成は、全ての高等学校にとっての共通の目標であり、「コア」の要素を含む領域（「コア」の範囲）については、「確かな学力」、「豊かな心」及び「健やかな体」（知・徳・体）のいずれの領域にも及ぶものと捉える。

(2) 「コア」の要素についての捉え方

◎ 「コア」の要素を含む資質・能力としては、「社会・職業への円滑な移行に必要な力」や「市民性」が重要であるほか、これらを構成する一部ともなる「批判的に考える力」、「説明する力・議論する力」、「創造力」、「人間関係形成力」、「主体的行動力」、「自己理解・自己管理能力」、「職業観・勤労観等」、「公共心」、「社会奉仕の精神」、「他者への思いやり」などや、さらには「健康の保持増進のための実践力」なども、「コア」の要素を含むものとして位置付けることができる。

- (1) を踏まえつつ、「コア」の要素を含む資質・能力として位置付けるものについて、さらに考え方を整理する必要。
- 変化の激しい社会にあって、誰にとっても、生涯にわたって学び続けることの必要性がますます大きくなり、そのための基盤となる力を身に付けることが、改めて重要。
高等学校は、中学校卒業後のほぼ全ての者に対し、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けさせるとともに、自立に向けた準備期間を提供することのできる、最後の教育機関。
- 社会で自立し、社会に参画・貢献していく人材の育成を推進していく観点からは、「確かな学力」を構成する「学力の三要素」とともに、特に、次の力を、「コア」の要素を含む資質・能力の重要な柱として重視していくべき。

《「コア」の要素を含む資質・能力の重要な柱》

- ・ 社会・職業への円滑な移行に必要な力
- ・ 市民性（市民社会に関する知識理解、社会の一員として参画し貢献する意識など）

- さらに、「コア」の要素を含む資質・能力としては、この柱をさらに具体化したもの等として、以下のような資質・能力を挙げることができる。

《「コア」の要素を含むものとして位置付けられる資質・能力の例》

- ・ 言語を活用して批判的に考える力、分かりやすく説明する力、議論する力
- ・ 新たな価値観や考え方を創り出す力やものづくり力などを含めた「創造力」
- ・ 多様な他者の考えや立場を理解する力や相手の話を聴く力、コミュニケーション力などを含めた「人間関係形成力」
- ・ 自ら課題に挑戦していく力などを含めた「主体的行動力」
- ・ 今後の自分自身の可能性を含めて自らを肯定的に理解するとともに、自らの思考や感情を律し、今後の成長のために進んで学ぼうとする「自己理解・自己管理能力」
- ・ 個性に応じて、生徒が将来の進路を決定するために必要な「勤労観・職業観」、労働者としての権利・義務の理解など社会的・職業的自立の上での基礎的・基本的な知識・技能
- ・ 社会の発展に寄与する意識・態度などの「公共心」
- ・ 社会奉仕の精神、他者への思いやり
- ・ 健康の保持増進のための実践力

等

(3) 必履修教科・科目等と「コア」との関係

◎ 学習指導要領が示す「必履修教科・科目等」は、全ての生徒に「コア」を身に付けさせるための共通の枠組みを、教科・科目等の形で示したものと捉えることができる。

ア 高校教育の「コア」としての必履修教科・科目等

- 必履修教科は、当該教科に属する複数の科目のうちから、いずれかの科目を所定の枠内で全ての生徒に必ず履修させ、高校生として必要な知識・技能と教養を身に付けさせるために設けられているものであり、必ず履修しなければならない総合的な学習の時間や特別活動とともに、「高等学校とは何か」ということを、学習内容の面から国が示したもの。

※ 特に、新学習指導要領で導入された共通必履修科目は、高等学校の教育課程の共通性を高めるため、全ての生徒が共通に履修する科目であり、高校教育としての共通の内容を端的に表すもの。

- すなわち、学習指導要領が示す必履修教科・科目等は、高等学校において全ての生徒に身に付けさせるべき「コア」の内容を、教科・科目等の形で示しているものと捉えることが可能。

イ 「コア」を踏まえた目標等の在り方の検討

- 高校教育においては、学習指導要領が示す各教科・科目等の目標に基づき、各学校ごとに、生徒の実態や地域の実情に即した具体的な目標や学習内容が定められ、当該目標や内容に照らして学習評価がなされ、その結果も踏まえて単位の修得や卒業の認定が行われているところ。
- 平成25年度から年次進行で実施される新しい学習指導要領が示す必履修教科・科目等について、それらを効果的に実施し、教育の質を担保していくことが当面の重要課題。
新学習指導要領の下、高等学校全体で共有すべき達成水準として、何を、どこまで求めていくかについては、そのための評価の在り方と併せ、引き続き検討していく必要。
- また、高校教育の「コア」を身に付けさせるための共通の枠組みである学習指導要領における必履修教科・科目等の範囲や目標・内容等の在り方についても、今後さらに、中長期的な視点から幅広い検討が必要。

4. 高校教育の質保証に向けた評価の仕組みについての基本的方向

(1) 全ての生徒に共通に身に付けさせるべき「コア」と評価

- 「コア」の要素を含む様々な資質・能力の中には、例えば知識の量や実習で身に付ける基本的な職業技術の状況等のように、筆記試験や技能試験等の手段により客観的な把握を比較的容易に行えるものと、そうでないものが存在。
- 評価の取組を進めるに当たっては、こうした様々な資質・能力について、それぞれの性質に応じた適切な方法による把握を行い、客観的な評価の充実を図っていく必要。

(2) 基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等の評価

◎ 基礎的・基本的な知識・技能や、課題解決に必要な思考力、判断力、表現力等については、その到達度を把握する参加希望型のテスト（「高等学校学習到達度テスト（仮称）」）を全国規模で行う仕組みを設け、各学校・生徒の希望に応じて活用できるようにするとともに、教科・科目の特性を踏まえつつ、技能検定の活用等を促進し、客観的な評価の充実を図る。

ア 評価のシステムの充実の必要性

- 学力の要素となる基礎的・基本的な知識・技能や、思考力、判断力、表現力等の一部については、筆記試験や技能試験等による客観的な評価の対象としやすい面が強く、これらの力については、個々の学校ごとの学習評価の取組に加え、高等学校全体として評価の取組を充実すること、そのためのシステムを構築していくことが必要。

イ 基礎的・基本的な知識・技能等の習得に関する課題

- 我が国の子どもたちについては、学力の重要な要素である学習意欲・態度の面に課題があることが指摘。
- 特に、高校生については、学力中間層の学習時間が大きく減少。その背景には、「大学全入時代」における大学入試の選抜機能の低下等の指摘。
基礎的・基本的な知識・技能を身に付けていない者が大学に送り出されるという状況に関しては、高校教育の質保証の問題として捉え、対応していく必要。
- 職業・社会とのつながりの面では、職業人に求められる専門的な知識・技能が拡大・高度化。
専門高校においても、生涯にわたって自ら学んでいく上で必要となる学力や、それぞれの職業分野での基本となる技術など、専門職業人としての基盤を確実に身に付けさせることがますます重要。

ウ 全国規模で行う希望参加型のテストの仕組みの検討

- 高校生の学力の向上を図る観点から、既に幾つかの地方公共団体において、国語、数学、外国語などの教科の学力の状況を測定する共通テストの取組を実施。
※ これらの取組については、生徒の習得状況を適切に把握し、学校における指導の改善・教育の質向上につなげていく上で有効。
- 地方公共団体における既存の共通テストは、学習の目標とすべき水準として、全ての生徒に共通に求める水準を設定し、その到達度を測るようなテストとしての性格は弱く、一定の学力を担保する意味での質保証の仕組みとは、その用途・目的において、異なる面。

- 高等学校全体の質保証の観点からは、国において、共通に目標とすべき水準の明確化を図るとともに、その到達度を把握する共通的なテストの仕組みを設け、全国の高等学校・高校生が、それぞれの希望に応じて、このテストに参加できるようにすることが望まれるところ。
- なお、生徒の学習意欲の向上という点では、生徒が、そのテストの成績により、例えば就職やAO・推薦入試の場面などの対外的な場面において、自らの学力を証明できることとなれば、当該テストは、生徒の学習意欲を一層喚起するものとなると考えられるところ。
- 本部会としては、以上のような観点を踏まえて、高校生として共通に求められる基礎的・基本的な知識・技能や思考力・表現力・判断力等に関し、その学習到達度を把握する希望参加型のテストを全国規模で導入することについて、今後さらに、その仕組み等を検討。

エ 技能試験等の活用の推進

- 職業系の専門科目で学ぶ基礎的・基本的な知識・技能等の評価については、公的な職業資格・検定試験や、民間の技能検定、各専門学科の専門高校校長会が実施する検定試験などがあり、これらの成果が、進学や就職時の評価等にもつながるとともに、生徒にとっての学習上の1つの目標となるなど、大きな役割。
- 職業系の基礎的・基本的な知識・技能や思考力・判断力・表現力等の評価に関しては、過度の試験対策偏重による弊害には十分留意しつつ、これら技能試験等の活用を積極的に推進するなどにより、一層の充実を図っていくことが必要。
 ※ 外国語や国語、数学などの教科と関連の深い内容を扱う検定等についても、各学校の実情に応じ、その活用による評価の充実を図っていくことも有効。

(3) その他の幅広い資質・能力の評価

◎ (2)の対象とすることが困難な幅広い資質・能力については、評価の妥当性の確保や信頼性の向上に向け、評価の手法や評価指標等に関する調査研究を行い、その成果を踏まえ、評価の取組を進める。

ア 客観的な評価の対象としやすいもの以外のものの評価

- 学習への意欲・態度や社会・職業への円滑な移行に必要な力、「市民性」、その他の道徳的な価値・倫理観、健康の保持増進のための実践力等の評価については、知・徳・体の全体にわたる幅広い力に及ぶものであり、筆記試験等を行って評定付けする等の方法により、その全体を評価することは困難。
 学力の一要素である思考力・判断力・表現力等についても、その評価については、筆記試験等以外の手法の活用も含めた評価手法の改善により、より適切な把握・評価を行える余地。

イ 幅広い資質・能力の評価手法に関する研究開発の推進等

- これらの幅広い資質・能力の評価については、評価の妥当性の確保や信頼性の向上等の課題に対応していくことが重要だが、こうした課題に対しては、ルーブリック等を活用したパフォーマンス評価やポートフォリオ評価などの様々な手法の研究も進んできている状況。
- 知・徳・体の全体にわたる幅広い資質・能力の評価については、様々な先進的評価手法の活用も視野に入れながら、どのような資質・能力を、どのような手法で把握するか、評価の指標をどうするか等の調査研究を進めるべき。
 ※ 国において、高等学校の現場で普及可能な評価モデルを開発し、その成果を普及していくべき。
- なお、これらの研究の成果については、必要に応じ、指導要録の様式の見直し（記載事項の改善）など学習評価の充実につなげていくことも検討すべき。

ウ 生徒の学習状況に関する調査の推進

- 基礎的・基本的な知識・技能や思考力・判断力・表現力等の調査に加え、学習時間や学習意欲など、高校生の学習状況を客観的に把握するための調査等の取組も推進する必要。

5. 高校教育の質保証に向けたその他の取組

- 高校教育の質保証を進める上では、もとより、生徒の学習状況の評価だけでなく、その評価の結果を生徒に適切にフィードバックしつつ、日々の指導の改善・充実を図り、教育の質を維持・向上させていくことが特に重要。
 - ※ 国においては、各高等学校・教員におけるこうした指導改善への取組を積極的に支援・促進していく必要
- 特に、本部会では、高校教育において共通に身に付けさせるべき「コア」に関する考え方について検討してきたところであり、各高等学校が、授業や課外活動を通じ、知・徳・体それぞれの面での「コア」となる資質・能力を、全ての生徒に確実に身に付けさせていくことを期待。
 - ※ 各高等学校においては、新学習指導要領の下、総合的な学習の時間なども有効に活用しながら、変化の激しい社会の中で自立し、生き抜いていくために必要な最低限の力を、しっかりと習得させる必要。
- 今後さらに、「課題の整理と検討の視点」で示した検討事項例等も踏まえつつ、必要な方策についての検討を進め、高校教育の質保証に向け総合的な取組を推進していくことが重要。

初等中等教育分科会高等学校教育部会の審議の経過について

～高等学校教育の質保証に向けた学習状況の評価に関する考え方～

〈 骨 子 〉 (案)

1. 高等学校教育部会における検討の背景とこれまでの検討経緯

~~(1) 検討の背景~~

- ~~ア 高等学校教育改革のこれまでの成果と課題に関する指摘~~
- ~~イ 多様な生徒の多様な教育ニーズに応じた高校教育改革の推進とその成果~~
 - ~~※ 生徒が自らの学びを進めるに当たっての選択肢が拡大~~
- ~~ロ 高等学校の多様化が進む中で、高校教育が対応すべき課題も多様~~
 - ~~※ グローバル化、情報化、産業構造の変化・雇用の流動化などへの対応~~
 - ~~※ 中途退学・不登校の問題や生徒の学習意欲をめぐり~~ など

(1) ~~イ~~ 国近年の教育政策の中での高等学校教育に関する提言

- 第1期教育振興基本計画 (H20.7)
 - ※ 高校生の学習成果の多面的・客観的評価・高校教育の質保証を打ち出し
- 高校無償化導入時の国会附帯決議 (H22.3)
 - ※ 高校教育の質の更なる向上を要請

~~ロ~~ 中教審「学士課程教育の構築に向けて」答申 (H20.12)

「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」答申 (H24.8)

※ 高校学校と大学の接続の在り方の見直しを提言

~~ハ~~ 中教審「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申 (H23.1)

※ 後期中等教育におけるキャリア教育の取組を一層充実させることの重要性等について提言

~~ニ~~ 教育再生会議 第二次・第三次報告 (H19)

※ 高等学校の教育内容の見直しや高等学校での学力担保の方策の検討等について提言

~~(2) 検討の経緯~~

(2) ~~イ~~ 高等学校教育部会の設置と検討の開始等

- 高等学校教育をめぐる課題全般の整理、「課題の整理と検討の視点」のとりまとめ (H24.8)
- 「課題の整理と検討の視点」における、高校教育の質保証に関する論点の提示

① 高等学校教育においてどのような能力を身に付けさせるか
② 生徒の修得の到達目標を誰がどのように設定するか
③ 到達目標に対する達成度をどのように把握するか
④ 上記の点を踏まえた質を保証する仕組みをどのように構築するか

(3) ~~イ~~ 高大接続に関する諮問と特別部会の設置

- 高大接続に関する文部科学大臣の諮問 (H24.8 末)
 - ※ 高等学校教育、大学入学者選抜、大学教育の在り方を一体として捉え、その円滑な接続と連携の下に、高等学校教育の質保証、大学入学者選抜の改善、大学教育の質的転換を進めることが喫緊の課題との認識
- 高大接続特別部会の設置
 - ※ 同特別部会では、関係する分科会等における高等学校教育及び大学教育に関する課題についての検討状況等を踏まえつつ、~~早急に~~審議中。

(4) ~~イ~~ 高等学校教育の質保証に関する検討

- 平成24年8月以降の本部会審議では、当面、高等学校教育の「コア」に関する捉え方及び高等学校教育の質保証の仕組みの在り方にテーマを絞り議論。
- 当該テーマについては、今後も、より幅広い関係者の意見を聴きつつ、また、高大接続特別部会との連携・対話を図りつつ、議論を集約していく必要があるが、第6期中央教育審議会の会期の区切りに当たり、高校教育の質保証に関するこれまでの審議の経過をまとめ、以下のとおり報告。

2. 高等学校教育の質保証をめぐる現状と課題認識

(1) 高等学校教育を取り巻く現状と質保証

ア 多様化の進展

- 生徒の多様化； 高校教育の量的拡大、適格者主義の見直し、生徒の能力、適性、興味・関心、進路希望等の多様化（入学段階での実態も卒業後の進路も、抱える課題等も多様）
- 学校・学科等の多様化； 単位制学科・総合学科、中高一貫教育制度の導入、学校間連携・学校外学修の単位認定の拡充、定時制・通信制課程の役割の変化、再編統合が進む中での各学校の特色化、~~学校外学修の単位認定~~
- 教育課程の多様化； 必履修教科・科目の比重の低下、新学習指導要領における弾力的取扱い（義務教育段階の学習内容定着のための学習機会の設定、週当たり標準授業時数など）

→ ~~これまでの高校教育改革については~~、生徒の多様な幅広い学習ニーズに柔軟に対応することが可能となった一方、「高校教育として共通に求められるものは何か」という視点が弱くなっているとの指摘

イ 生徒の学習意欲の低下後退、学習への動機付け契機としての大学入試の機能の低下

- 学習意欲の低下を窺わせる現状（学習時間の減少）、PISAから見た生徒の学習意欲
- （学習意欲低下の背景の1つとして、）いわゆる「大学全入時代」における大学入学者選抜の現状

ウ 高等学校教育に対する信頼性のゆらぎ、質保証（出口管理）に対する要請

- 現代の若者についての指摘（基本的マナーや人間関係能力の低下、職業意識・職業観の未熟さ、精神的・社会的自立が遅れる傾向など）、若者の職業・社会への移行をめぐる課題（若年無業者・早期離職など）

- ~~学校教育~~若者が、社会の一員として求められる最低限の学力・能力や意識・態度や、~~一般的な教養等を十分身に付けさせていないのではないかと~~の指摘（~~ニート・フリーター等の問題を含む~~）
[→社会・産業界からの質保証の要請]

- ~~職業・社会への円滑な移行に必要な能力を身に付けぬままの就職・早期離職にかかわる指摘~~
[→産業界からの質保証の要請]

- 必要な学力を身に付けぬままの大学進学にかかわる指摘[→高等教育機関からの質保証の要請]

(2) 質保証・向上に関するこれまでの取組

ア 質保証・向上のための制度・仕組み

- 各学校の教育条件等の保障、~~ガバナンスの向上~~学校運営の改善（設置基準と設置認可、学校評価と情報公開）
※ ~~事前規制から事後チェックへの流れの下、~~
H19 学校教育法・同法施行規則改正、H20 学校評価ガイドライン、H22 同ガイドライン改訂
- ~~施される~~教育の内容・水準の担保（学習指導要領）
※ H19 学校教育法改正、H21 新学習指導要領告示（H25年度から学年進行実施）
- 生徒の習得資質・能力の状況の把握・保証（学習評価、単位認定・卒業認定）
※ 新学習指導要領の理念を実現していく上での学習評価の充実は、喫緊の課題

イ 設置者・学校等による自主的な取組（学習状況の評価関係）

- ~~道府県~~地方公共団体における学力調査等

- 校長会による標準テスト

- 検定試験等の活用

~~（○その他 ※ルーブリックの活用等の先進的な取組も一部で始まっている状況。）~~

(3) 課題認識

ア 多様な学習ニーズへの対応に係る課題認識

- 高校教育の多様化への対応を進めてきたこれまでの高校教育改革は、生徒一人一人に応じた教育の推進の上で一定の大きな成果。高等学校を取り巻く現状を踏まえれば、多様化した生徒の多様々な学習ニーズへの対応、学習機会に係る選択肢の拡大は、今後も引き続き推進していくことが必要。

※ ~~例えば総合学科の成果などこれまでの高校教育改革の検証や、キャリア教育の推進方策、定時制・通信制教育の在り方振興方策等の検討、多様なメディアを活用した授業や学校外の学修に係る単位認定等の拡大、早期卒業制度の創設など制度改正の是非の検討、高大連携の推進方策の検討などは、今後も進めていくべき。~~

- あわせて、生徒の多様化が進む高校教育においては、中途退学・不登校の問題、生徒の学習意欲をめぐる問題等への対応や、産業・就労構造の変化をはじめとした経済社会の変化への対応、そのためのキャリア教育・職業教育の充実なども、引き続き進めていく必要。

イ 高校教育の質保証に関する課題認識

- 一方、高等学校高校教育の多様化は、結果として、生徒が高校の学習で何をどの程度習得したのかを見えにくくもしており、高校の学習成果として期待される資質・能力を身に付けないまま卒業しているケースも見られる中、それらのことが高校教育に対する信頼性の揺らぎ不信感にもつながっている。

※ ~~こうしたことが、高校教育の質保証に対する要請の高まりが求められる背景となっている状況。~~

- 高校教育の多様化の推進が重要であればこそ、その中で生じてくる質保証の問題には、積極的に対応していく必要。

※ 質保証・向上の正否は、何より、生徒の教育に直接携わる教員、学校の取組如何に負うところが大きく、各学校・教員による積極的な取組に期待。

※ 国においても、学校・教員の取組への直接的な支援等とともに、公的システムによる質の担保を図っていく責任。

※ ~~いま求められるのは、多様化が進展する中であって、「高等学校とは何か」について新たに共通認識を図り、改めて構築し、その上に立って、高校教育としての質の保証に力を入れていく必要を追求していくこと。~~

※ 特に、平成25年度からの新学習指導要領の理念を全ての生徒の教育に実現し、高校生として最低限必要な資質・能力を確実に身に付けさせるためにも、生徒の学習状況を適切に評価する取組など、質保証の充実に向けた取組を早急に進めるべき。

- このような課題認識の下、本部会では、以下の2つのテーマについて集中的に検討。

⇒① 全ての生徒に共通に身に付けさせるべき資質・能力もの（「コア」）について検討

⇒② 生徒の学習状況を適切に評価する仕組みなど、高校教育の質保証に向けた新たな仕組み等について検討

3. 全ての生徒に共通に身に付けさせる資質・能力もの（「コア」）についての基本的な考え方

(1) 「コア」の範囲

◎ 全ての生徒に共通に身に付けさせる「コア」を構成する要素は、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」（知・徳・体）のいずれの領域にも含まれるものとして、「コア」の範囲を捉える。

~~ア コアの範囲についての検討~~

- 「コア」と質保証についての検討に当たり、まずは、高校教育を通じて身に付けさせるべき様々な資質・能力の領域のうち、どの範囲の領域を、「コア」の要素を含む領域として捉えるか（「コア」の範囲）について、考え方を整理。

~~イ 学校教育法等における高等学校教育の目標とコア~~

- 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を図るとともに、①基礎的・基本的な知識・技能、②基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、③主体的に学習に取り組む態度の三要素を、学力の重要な要素に位置付けた学校教育法の教育理念は、「生きる力」の育成の理念そのものに不可欠のもの。
- 「生きる力」の育成は、全ての高等学校にとっての共通の目標であり、「コア」の要素を含む領域（「コア」の範囲）については、「確かな学力」、「豊かな心」及び「健やかな体」（知・徳・体）のいずれの領域にも及ぶものと捉える。

(2) 「コア」の要素についての捉え方

◎ 「コア」の要素を含む資質・能力としては、「社会・職業への円滑な移行に必要な力」や「市民性」が重要であるほか、これらを構成する一部ともなる「批判的に考える力」、「説明する力・議論する力」、「創造力」、「人間関係形成力」、「主体的行動力」、「自己理解・自己管理能力」、「職業観・勤労観等」、「公共心」、「社会奉仕の精神」、「他者への思いやり」などや、さらには「健康の保持増進のための実践力」なども、「コア」の要素を含むものとして位置付けることができる。

- (1)を踏まえつつ、「コア」の要素を含む資質・能力として位置付けるものについて、さらに考え方を整理する必要。
- 変化の激しい社会にあつて、誰にとっても、生涯にわたって学び続けることの必要性がますます大きくなり、そのための基盤となる力を身に付けることが、改めて重要。
高等学校は、中学校卒業後のほぼ全ての者に対し、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けさせるとともに、~~職業的~~自立に向けた準備期間を提供することのできる、最後の教育機関。
- 社会で自立し、社会に参画・貢献していく人材の育成を推進していく観点からは、「確かな学力」を構成する「学力の三要素」とともに、特に、次の力を、「コア」の要素を含む資質・能力の重要な柱として重視していくべき。

《「コア」の要素を含む資質・能力の重要な柱の例》

- ・社会・職業への円滑な移行に必要な力
- ・市民性（市民社会に関する知識理解、社会の一員として参画し貢献する意識など）~~等~~

- さらに、「コア」の要素を含む資質・能力としては、主この柱をさらにもう一段具体化したもの等としてを含め、以下のような資質・能力を挙げることができる。

《「コア」の要素を含むものとして位置付けられる資質・能力の例》

- ・ 言語を活用して批判的に考える力、分かりやすく説明する力、議論する力
- ・ 新たな価値観や考え方を創り出す力やものづくり力などを含めた「創造力」
- ・ 多様な他者の考えや立場を理解する力や相手の話を聴く力、コミュニケーション力などを含めた「人間関係形成力」
- ・ 自ら課題に挑戦していく力などを含めた「主体的行動力」
- ・ 今後の自分自身の可能性を含めて自らを肯定的に理解するとともに、自らの思考や感情を律し、今後の成長のために進んで学ぼうとする「自己理解・自己管理力」
- ・ 個性に応じて、生徒が将来の進路を決定するために必要な「勤労観・職業観」、労働者としての権利・義務の理解など社会的・職業的自立の上での基礎的・基本的な知識・技能
- ・ 社会の発展に寄与する意識・態度などの「公共心」
- ・ 社会奉仕の精神、他者への思いやり
- ・ 健康の保持増進のための実践力

等

(3) 必履修教科・科目等と「コア」との関係

◎ 学習指導要領が示す「必履修教科・科目等」は、全ての生徒に「コア」を身に付けさせるための共通の枠組みを、教科・科目等の形で示したものと捉えることができる。

ア 高校教育の「コア」としての必履修教科・科目等

- 必履修教科は、当該教科に属する複数の科目のうちから、いずれかの科目を所定の枠内で全ての生徒に必ず履修させ、高校生として必要な知識・技能と教養を身に付けさせるために設けられているものであり、必ず履修しなければならない総合的な学習の時間や特別活動とともに、「高等学校とは何か」ということを、学習内容の面から国が示したもの。

※ 特に、新学習指導要領で導入された共通必履修科目は、~~全ての生徒に共通の目標を身に付けさせる高等学校の教育課程の共通性を高めるため、全ての生徒が共通の科目を履修する科目~~であり、高校教育としての共通の内容を端的に表すもの。

- すなわち、学習指導要領が示す必履修教科・科目等は、高等学校において全ての生徒に身に付けさせるべき「コア」の内容を、教科・科目等の形で示しているものと捉えることが可能。

イ 「コア」を踏まえた目標等の在り方の検討

- 高校教育においては、学習指導要領が示す各教科・科目等の目標に基づき、各学校ごとに、生徒の実態や地域の実情に即した具体的な目標や学習内容が定められ、当該目標や内容に照らして学習評価がなされ、その結果も踏まえて単位の修得や卒業の認定が行われているところ。

~~○ 高校教育のコアをどう捉え、明確化していくかということと併せ、学習指導要領における必履修教科・科目等の範囲や目標・内容等の在り方についても、今後さらに、中長期的な視点から幅広い検討が必要。~~

- ~~一方~~平成25年度から年次進行で全面実施される新しい学習指導要領が示す必履修教科・科目等について、それらを効果的に実施し、教育の質を担保していくことが当面の重要課題。

新学習指導要領の下、高等学校全体で共有すべき達成水準として、何を、どこまで求めていくかについては、そのための評価の在り方と併せ、引き続き検討していく必要。

○ また、高校教育の「コア」を身に付けさせるための共通の枠組みである学習指導要領における必履修教科・科目等の範囲や目標・内容等の在り方についても、今後さらに、中長期的な視点から幅広い検討が必要。

4. 高等学校教育の質保証に向けた評価の仕組みについての基本的方向考え方

(1) 全ての生徒に共通に身に付けさせるべき「コア」と評価

- 「コア」の要素を含む様々な資質・能力の中には、例えば知識の量や実習で身に付ける基本的な職業技術の状況等のように、筆記試験や技能試験等の手段により客観的な把握を比較的容易に行えるものと、そうでないものが存在。
- 評価の取組を進めるに当たっては、こうした様々な資質・能力について、それぞれの性質に応じた適切な方法による把握を行い、客観的な評価の充実を図っていく必要。

(2) 基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等の評価

◎ 基礎的・基本的な知識・技能や、課題解決に必要な思考力、判断力、表現力等については、その到達度を把握する参加希望型のテスト（「高等学校学習到達度テスト（仮称）」）を全国規模の調査の行う仕組みを設け、各学校・生徒の希望に応じて活用できるようにするとともに、教科・科目の特性を踏まえつつ、技能検定の活用等を促進し、客観的な評価の充実を図る。

ア 評価のシステムの充実の必要性

- 学力の要素となる基礎的・基本的な知識・技能や、思考力、判断力、表現力等の一部については、筆記試験や技能試験等による客観的な評価の対象としやすい面が強く、これらの力についてはは方法による評価を、個々の学校ごとの学習評価の取組に加え、高等学校全体として評価の取組を充実すること、そのためのシステムを構築していくことがとして充実させていく必要。

イ 基礎的・基本的な知識・技能等の習得に関する課題

- 我が国の子どもたちについては、~~PISA調査においても、読解力や記述式の問題の無答率が高く、学力の重要な要素である学習意欲・やねばり強く課題に取り組む態度に個人差が広がっているなどの面に課題があることが指摘。~~
- 特に、高校生については、~~学力中間層の学習時間が大きく減少し、学力・学習意欲の三極分化が課題。~~その背景には、「大学全入時代」における大学入試の選抜機能の低下（~~推薦入試やAO入試については、事実上の学力不問となっているのではないかと懸念）等の指摘実態。~~
基礎的・基本的な知識・技能を身に付けていない者が大学に送り出されるという状況に関しては、~~大学入試の在り方の問題と同時に、高等学校教育の質保証の問題として捉え、対応していく必要。~~
- 職業・社会とのつながりの面では、職業人に求められる専門的な知識・技能が拡大・高度化。専門高校においても、生涯にわたって自ら学んでいく上で必要となる学力や、それぞれの職業分野での基本となる技術など、専門職業人としての基盤を確実に身に付けさせることがますます重必要。

ウ 全国規模で行う希望参加型のテスト調査の仕組みの検討

- ~~全ての~~高校生の学力の向上を図る観点から、既に幾つかの地方公共団体道府県において、国語、数学、外国語などの教科の学力の状況を測定する共通テストの取組を実施。
 - ※ これらの取組については、生徒の習得状況を適切に把握し、学校における指導の改善・教育の質向上につなげていく上で有効。
 - ~~※ テストにより生徒に学習を進める上での目標を与えられれば、生徒の学習意欲の向上の面でも大きな意義。~~
 - ~~※ 単なる知識・技能の量だけでなく、思考力・判断力・表現力等を求める良質の問題による調査を実施することとすれば、新学習指導要領が目指す学力観の現場での共有を進めていく上での効果も大。~~
- 地方公共団体道府県における既存の共通テストは、~~生徒の学力向上に役立てられている一方、学習の目標とすべき水準として、~~全ての生徒に共通に求める水準学習の到達目標を設定し、その到達度を測るようなテストとしての性格は弱く、一定の学力を担保する意味での質保証の仕組みとは、その用途・目的において、多少異なる面。

- 高等学校全体の質保証の観点からは、国において、共通に目指すべき到達目標とすべき水準の明確化を図るとともに、その到達度を把握する共通的な調査テストの仕組みを設け、全国の高等学校・~~全ての~~高校生が、それぞれの希望に応じて、このテストに参加調査の機会にアクセスできるようにすることが望まれるところ。
- なお、生徒の学習意欲の向上という点では、生徒が、そのテストの成績により、例えば就職やAO・推薦入試の場面などの対外的な場面において、自らの学力を証明できることとなれば、当該テストは、生徒の学習意欲を一層喚起するものとなると考えられるところ。
- 本部会としては、以上のような観点を踏まえて、高校生として共通に求められる基礎的・基本的な知識・技能や思考力・表現力・判断力等に関し、その学習到達度を把握する希望参加型のテストを全国規模での調査の導入することについてが必要との認識の下、今後さらに、その仕組み等を検討。

エ 技能試験等の活用の推進

- 職業系の専門科目で学ぶ基礎的・基本的な知識・技能等の評価については、公的な職業資格・検定試験や、民間の技能検定、各専門学科の専門高校校長会が実施する検定試験などがあり、これらの成果が、進学や就職時の評価等にもつながるとともに、生徒にとっての学習上の1つの目標となるなど、重要な役割。
- 職業系の基礎的・基本的な知識・技能や思考力・判断力・表現力等の評価に関しては、過度の試験対策偏重による弊害には十分留意しつつ、これら技能試験等の活用を積極的に推進するなどにより、一層の充実を図っていくことが必要。
 ※ 外国語や国語、数学などの普通教科と関連の深い内容を扱う検定等についても、各学校の実情に応じ、その活用による評価の充実を図っていくことも有効。

(3) その他の幅広い資質・能力の評価

◎ (2)の対象とすることが困難な幅広い資質・能力については、評価の妥当性の確保や信頼性の向上に向け、評価の手法や評価指標等に関する調査研究を行い、その成果を踏まえ、~~より一層の~~評価の取組を進める。

ア 客観的な評価の対象としやすいもの以外のものの評価

- 学習への意欲・態度や社会・職業への円滑な移行に必要な力、「市民性」、その他の道徳的な価値・倫理観、健康の保持増進のための実践力等の評価については、知・徳・体の全体にわたる幅広い力に及ぶものであり、筆記試験等を行って評定付けする等の方法により、その全体を評価することは困難。
 学力の一要素である思考力・判断力・表現力等についても、その評価については、筆記試験等以外の手法の活用も含めた評価手法の改善により、より適切な把握・評価を行える一層の充実を図れる余地。

イ 幅広い資質・能力の評価手法に関する研究開発の推進等

- これらの幅広い資質・能力の評価については、評価の妥当性の確保や信頼性の向上等の課題に対応していくことが重要だが、こうした課題に対しては、ループリック等を活用したパフォーマンス評価やポートフォリオ評価などの様々な手法の研究も進んできている状況。
- 知・徳・体の全体にわたる幅広い資質・能力の評価については、様々な先進的評価手法の活用も視野に入れながら、どのような資質・能力を、どのような手法で把握するか、評価の指標をどうするか等の調査研究を進めるべき。
 ※ 国において、高等学校の現場で普及可能な評価モデルを開発し、その成果を普及していくべき。
- なお、これらの研究の成果については、必要に応じ、指導要録の様式の見直し（記載事項の改善）など学習評価の充実につなげていくことも検討すべき。

ウ 生徒の学習状況に関する調査の推進

- 基礎的・基本的な知識・技能や思考力・判断力・表現力等の調査に加え、学習時間や学習意欲など、高校生の学習状況を客観的に把握するための調査等の取組も推進する必要。

5. 高等学校教育の質保証に向けたその他の取組

○ 高校教育の質保証を進める上では、もとより、生徒の学習状況の評価だけでなく、その評価の結果を生徒に適切にフィードバックしつつ、日々の指導の改善・充実を図り、教育の質を維持・向上させていくことが特に重要。

※ 国においては、各高等学校・教員におけるこうした指導改善への取組を積極的に支援・促進していく必要

○ 特に、本部会では、高校教育において共通に身に付けさせるべき「コア」に関する考え方について検討してきたところであり、各高等学校が、授業や課外活動を通じ、知・徳・体それぞれの面での「コア」となる資質・能力を、全ての生徒に確実に身に付けさせていくことを期待。

※ 各高等学校においては、新学習指導要領の下、総合的な学習の時間なども有効に活用しながら、変化の激しい社会の中で自立し、生き抜いていくために必要な最低限の力を、しっかりと習得させる必要。

○ 今後さらに、「課題の整理と検討の視点」で示した検討事項例等も踏まえつつ、必要な方策についての検討を進め、高校教育の質保証に向け総合的な取組を推進していくことが重要。